3．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準
運営費交付金により財源措置がなされていない職員について、当該職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
また、上記以外の教職員に係る賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。
4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
運営費交付金により財源措置がなされていない職員について、当該職員の退職一時金に備えるため、当事業年度末における自己都合退職金要支給額を計上しております。
また、上記以外の教職員に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金を計上しておりません。
なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合退職金要支給額に基づき計上しております。
5．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券
償却原価法（定額法）
6．たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準　低価法
評価方法　最終仕入原価法
7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代、賃借料及び国等の法令に基づく使用料等を参考に計算しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に利用した利率
10年利付国債の平成25年３月末利回りを参考に0.560%で計算しております。
8．消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表関係
1．賞与引当金の見積額
運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は、334,468,464円であります。
2．退職給付引当金の見積額
運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、6,135,165,142円であります。

Ⅲ．キャッシュ・フロー計算書関係
1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金勘定　2,790,448,120円
定期預金　△182,000,000円
資金期末残高　2,608,448,120円
2．重要な非資金取引の内容
現物寄附等の受入による資産の取得
工具器具備品　42,642,386円
図書　9,976,258円

Ⅳ．国立大学法人等業務実施コスト計算書関係
引当外退職給付増加見積額のうち国又は地方公共団体からの出向職員分　79名　51,963,263円

Ⅴ．減損関係
1．減損の兆候が認められた資産
資産の種類　電話加入権
使用用途及び使用場所　通信の用　宇都宮大学全団地
帳簿価額等の概要　1,026,040円（117回線）
2．認められた減損の兆候の概要
市場価格が帳簿価額に比べ50%以上下落しており、減損会計基準「第３減損の兆候」第２項⑷に該当し、減損の兆候が認められました。
3．回収可能サービス価額（使用価値相当額）が帳簿価額を下回っていないため、減損の認識は行っておりません。

Ⅵ．金融商品関係
1．金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については金融機関からの借入れに限定しております。
資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有しておりません。
借入金の使途は学生寄宿舎改修整備のための資金であり、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。
2．金融商品の時価等
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
⑴投資有価証券及び有価証券	532,248,130	536,115,049	3,866,919
⑵現金及び預金	2,790,448,120	2,790,448,120	0
⑶未払金	(2,096,540,857)	(2,096,540,857)	0

（＊１）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。
（注１）金融商品の時価の算定方法
⑴　投資有価証券及び有価証券
これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
⑵　現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑶　未払金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅶ．賃貸等不動産関係
当法人が保有する賃貸等不動産は、その総額に重要性が乏しいため、注記の記載を省略しております。

Ⅷ．資産除去債務関係
1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
⑴　当該資産除去債務の概要
当法人が保有する建物の解体時におけるアスベスト及び放射性同位元素によって汚染された建物等の除去費用について、資産除去債務を計上しております。
⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を９年～46年と見積り、割引率は0.397%～2.285%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。